

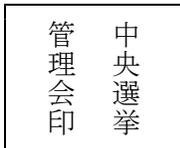
表

外封筒

(憲法改正案の種類)

在外投票

(外封筒)



登録されている市町村名 都(何道府県) 何郡(市) (区) 何町(村)

投票者氏名 _____

署 名 _____

在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号 在外投票人証 / 在外選挙人証

(代理投票の仮投票における代理記載人氏名)

注意 署名は、必ず自分で書いてください。
市町村名及び投票者氏名は、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されているとおりに記載してください。
在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号は、在外投票人証又は在外選挙人証のいずれかを○で囲み、在外投票人証又は在外選挙人証に記載された交付番号を記載してください。

裏

投票年月日 何年何月何日 _____ 投票用紙等の返還あり

投票場所 何の場所 _____ 代理投票

在外公館の長の名称及びその氏名

在何日本国大使(在何日本国総領事) 氏 名 _____

立会人の署名
(又は記名押印) _____

表

内封筒

(内封筒)
注 意
この封筒には、何も書かないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。
投票用紙は折らなくても入ります。

裏

備 考

- 1 令第52条第1項から第3項までの規定を準用する令第95条第4項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 2 在外公館の長は、令第95条第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の□にレをつけなければならない。
- 3 在外公館の長は、令第103条第1項の規定により読み替えて適用される令第92条第2項（不在者投票の投票用紙の返還）又は令第104条第2項（郵便等による在外投票の投票用紙の返還）の規定により投票用紙等を返還した者については、令第94条第3項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の□にレをつけなければならない。
- 4 中央選挙管理会の印は、刷込み式にすることができる。